

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第43号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設立の認証の申請等)	(設立の認証の申請等)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
	5 <u>第2項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から当該役員に係る同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報（以下「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。</u>
5～7 (略)	6～8 (略)
	<u>(役員の変更等の届出に係る提出書類)</u>
	<u>第2条の2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における前条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第23条第2項の規定による提出をすることを要しない。</u>
	<u>2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における前条第4項の規定の適用について</u>

(定款の変更の認証の申請等)

第3条 (略)

(事業報告書等の提出)

第4条 (略)

2 特定非営利活動法人は、法第30条の閲覧又は謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、法第29条に規定する場合を除くほか、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表の右欄に掲げる手続の終了後遅滞なく知事に提出するものとする。

区分	提出すべき書類	手続
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の定款、同項第2号イの役員名簿、同項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書、法第12条第1項の認証に関する書類の写し、法第13条第2項の登記事項証明書の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	設立又は合併の登記
2 定款の変更の認証を受けた場合	法第25条第3項の認証に係る変更後の定款及び認証に関する書類の写し	定款の変更の認証
3 定款	法第25条第7項の	定款の

は、同項中「申請日」とあるのは、「届出日」とする。

(定款の変更の認証の申請等)

第3条 (略)

(事業報告書等の提出)

第4条 (略)

の変更 に係る 登記を した場 合	登記事項証明書の 写し	変更 に係る登 記
-------------------------------	----------------	-----------------

(合併の認証の申請)

第8条 (略)

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 (略)

2 (略)

3 認定特定非営利活動法人は、認定を受けた場合は、法第56条の閲覧又は謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、法第44条第2項第2号及び第3号の書類を、遅滞なく知事に提出するものとする。

(合併の認定の申請)

第15条 (略)

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 (略)

(合併の認証の申請)

第8条 (略)

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による申請書の提出について準用する。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 (略)

2 (略)

(合併の認定の申請)

第15条 (略)

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第15条の2 法第74条に規定する手続について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条から第8条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第16条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。